

令和元年度 総務常任委員会 行政視察報告書

1. 視 察 期 間

令和元年 10 月 9 日（水曜日）～10 月 11 日（金曜日）

2. 視察場所・項目

①石川県金沢市

・金沢市宿泊税条例について

②大阪府堺市

・行財政改革の取り組みについて

③兵庫県西宮市

・救命講習会を活用した口頭指導シミュレーション訓練の導入について

3. 参加委員

委 員 長	柳	毅一郎
委 員	広 瀬	明 子
委 員	水 野	実
委 員	深 津	徳 則

副委員長	芳 井 由 美
委 員	西 川 嘉 純
委 員	上 野 賢 一

■石川県金沢市：金沢市宿泊税条例について

(10月9日(水) 午後2時～4時)

①市勢

1. 人 口 464,123 人 (男：225,069 人 女：239,054 人)
2. 世帯数 205,414 世帯 (人口・世帯数：令和元年7月1日現在)
3. 面 積 468.64k m²
4. 予算額 1,721 億 (令和元年度 一般会計予算)
5. 議員数 38 人 (定数 38 人)

②視察概要

金沢市では金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を一層高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に活用するための法定外目的税で、宿泊施設の宿泊客に対して平成31年4月より宿泊税を課税し、新たな財源の用途として、施策事業3本柱(1. まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興、2. 観光客の受け入れ環境充実、3. 市民生活と調和した持続可能な観光の振興)を策定している。宿泊税の導入までの経緯や概要、問題点を伺った。

●導入目的

金沢市では、市民生活と調和した持続可能な観光振興を図るため、歴史、伝統、文化など固有の魅力を磨き、高めるとともに、市民生活への影響を緩和し、住む人、訪れる人の双方にとって魅力的なまちづくりにつなげる仕組みとして、宿泊税の導入をした。

●制度の概要

金沢市内に所在する宿泊施設へ宿泊する方は、1人1泊につき、課税される。

宿泊料金が2万円未満の場合 200 円

宿泊料金が2万円以上の場合 500 円

宿泊施設：旅館業の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル・簡易宿所、
住宅宿泊事業(民泊)の届出をして事業を営む住宅

宿泊税は、宿泊料金の支払いに合わせて、宿泊施設等へ納付。

納付された宿泊税は、宿泊事業者が金沢市へ申告納入する。

条例施行後5年毎に見直しする。

●課税開始

平成31年4月1日の宿泊分から開始

●関係法令等

金沢市宿泊税条例

金沢市宿泊税条例施行規則

金沢市宿泊税事務処理要領

宿泊税特別徴収事務の手引き
金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要領

●検討の経緯

- 平成28年11月 金沢経済同友会と市長の意見交換会
12月 定例会月議会で宿泊税の導入について提案、市長が検討する旨の答弁
- 平成29年 5月 北陸新幹線開業による影響検証会議立ち上げ
金沢市庁内プロジェクトにおいて検討開始
8月 宿泊客受入環境調査実施（回答率65パーセント）
11月 庁内プロジェクトにおける検討結果を公表
北陸新幹線開業による影響検証会議報告
宿泊事業団体、宿泊施設への説明（～平成30年1月）
- 平成30年 1月 宿泊事業団体からの要望
宿泊施設向け説明会の開催
宿泊税に関する検討について意見募集（パブリックコメント実施）（～2月）
- 平成30年 2月 金沢市宿泊税条例（案）を議会へ内示
平成30年 3月 金沢市議会3月定例会月議会 金沢市宿泊税条例案可決
平成30年 6月 宿泊税新設に関する総理大臣同意
平成31年4月1日から宿泊税を課税を開始決定
- 平成30年 8月 金沢市宿泊税事務処理要領を策定
平成30年10月 宿泊事業者を対象とした事務説明会
平成30年11月 宿泊税を活用した取り組み（案）について（パブリックコメント実施）（～12月）
- 平成31年 3月 金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱を公布
平成31年 4月 課税開始



◆主な質疑応答

Q. 修学旅行生を宿泊税徴収対象者から外さなかった理由は何か。

A. 修学旅行利用者の負担にならないよう考えており、徴収の見返りとして、伝統文化に関する授業行なうなど補助支援をしている。

Q. 宿泊税を導入したことで今までの持ち出し分（観光経費）は減っているのか。

A. 収入額 60 億円のうちの宿泊税収入は 6 億円なので、さほど影響は無いと思われるが、今まで手の届かなかった所に手が付けられているため価値はあると考えている。

Q. 福岡県と福岡市、北九州市は双方で徴収しているが、石川県はこれから金沢市のよう
に検討しているのか。そのような場合の石川県と金沢市との検討内容は。

A. 石川県からは検討の話は特段聞いていない。もしそのような話があれば、話し合いとなるが、県が徴収する場合には、福岡市、北九州市が参考になるが、話し合いでどうなるのかわからないが、市は税収が減ることになるので、その場合には色々と説明が必要となることが考えられる。

Q. 違法民泊は課税対象に含めているのか。

A. 京都市は含めているようだが、金沢市では、違法となると民泊の届け出をしていないことから、課税対象外とし、宿泊税は徴収していない。

Q. 平成 30 年に行ったパブコメの件数は。

A. 数十件程度あった。

Q. 宿泊税導入するにあたっての事業者の受け止め方は。

A. 良いものを使ってもらえるならやむを得ないという感じであった。市民からは好意的な意見であった。

Q. 宿泊税導入をすることで、市としてどのような施策事業を作り、市内でも検討したのか。

A. 企画調整課、財務課が取りまとめに入り観光政策課、文化スポーツ、市民活動推進課で市内ワーキンググループを作りまんべんなく 3 本柱で広く網羅できるよう考えていくことができるかで検討した。

Q. 徴収した宿泊税の用途が大きく分け 3 本柱となっているが、京都市も含め導入した市もだいたい同内容なのか。

A. 金沢市、京都市は市民生活に調和した観光振興、市民生活の緩和をしたい思いからであり、そのあたりを考慮されているのではと考える。

■大阪市堺市：行財政改革について

(10月10日(木) 午後1時30分～3時30分)

①市勢

1. 人 口 828,741人(男:396,226人 女:432,515人)
2. 世帯数 358,928世帯(人口・世帯数:令和元年7月1日現在)
3. 面 積 149.82k m²
4. 予算額 4,320億(令和元年度 一般会計予算)
5. 議員数 48人(定数48人)

②視察概要

行財政改革とは、政府や地方公共団体が行う改革の1つで財政面での経費節減と効率性とともに、行政サービスの質の向上させることを目的に行われる。

堺市が将来にわたり発展を続けるためには、「堺市マスタープラン」のリーディングプロジェクトである「堺・3つの挑戦」をはじめ、「市民が安心、元気なまちづくり」や「都市内分権の推進」に重点的に取り組み、着実に推進する必要がある、これら重点施策を着実に推進するため、行財政改革に取り組むことで、市民サービスの改善や協働型まちづくりなどの「質の高い公共サービスの実現」や費用対効果の最大化や少数精悦によるスリムで強靱な組織体制の構築など「弾力的な行財政基盤」を構築することとしている。

「堺市マスタープラン」の計画期間である平成23年度から平成32年度を通じて、「行財政改革プログラム」「第2期行財政改革プログラム」に基づき、行財政改革に取り組んでいる。将来を考えると油断は出来ないことから、平成33年度以降も引き続き行財政改革に取り組んでいくことを見据えている。

これまでの行財政改革の取組を伺った。

●これまでの行財政改革の取組

計画期間	計画等
(昭和61年度策定)	「行財政見直しに関する基本方針」
平成7年度～平成9年度	「堺市行財政見直し推進計画」
平成10年度～平成14年度	「新堺市行財政見直し実施計画」(平成12年9月改定)
平成15年度～平成17年度	「行財政改革計画」(平成16年4月改定)
平成18年度～平成21年度	「新行財政改革計画」(平成19年7月改定)
平成22年度	「行財政改革アクションプログラム」
平成23年度～平成25年度	「行財政改革プログラム」
平成26年度～平成29年度	「第2期行財政改革プログラム」

●平成23年度以降の主な取組

①事務事業の見直し→全ての事業(1千の事務事業)を点検シートを作成し毎年見直し

②要員管理の推進等→21年4月に10年で2割以上を少なくする目標を立て、取組をし、平成30年度に達成した

- ③民間活力の活用 →指定管理制度の導入 77 施設から 209 施設とした
市立保育園の民営化
- ④外郭団体の見直し →役割を終えたものは統廃合し、21 団体から 15 団体とした
- ⑤市税等の収納率の向上→現在の徴収率 99.37 パーセント
- ⑥ファシリティマネジメント
- ⑦その他の取組（オンラインによる申請・届出手続きの拡充）

●現在の取り組み

第3期 行財政改革プログラムの基本的な考え方

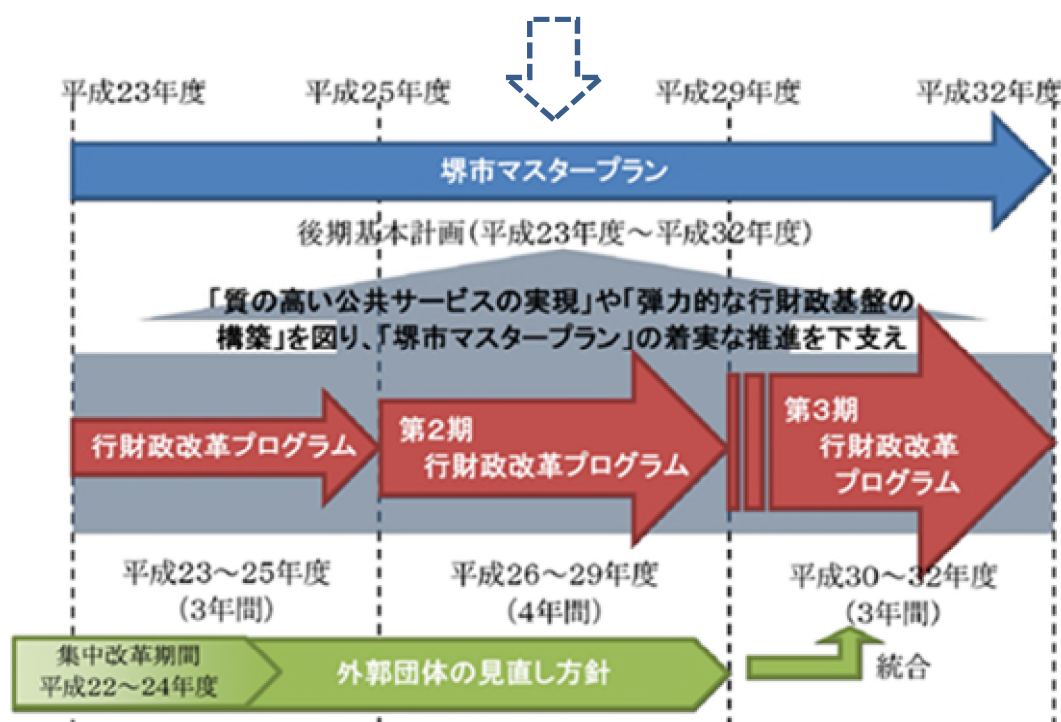
本市の将来にわたる持続的な発展に向け、課題に対応するとともに、「質の高い公共サービスの実現」と「弾力的な行財政基盤の構築」を達成するためには、引き続き行財政改革に取り組む必要がある。

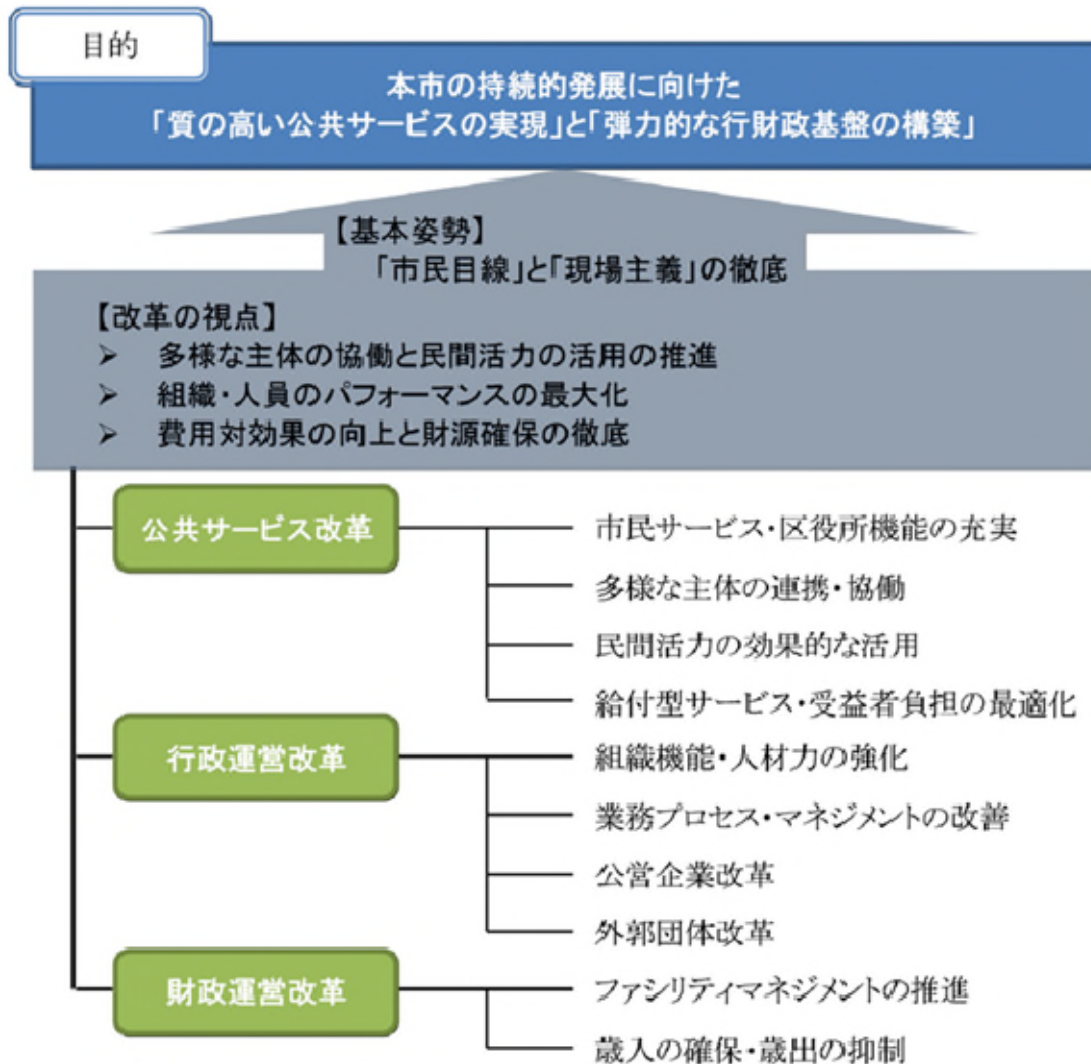
「市民目線」と「現場主義」の徹底を基本姿勢として、「多様な主体の協働と民間活力の推進」「組織・人員のパフォーマンスの最大化」「費用対効果の向上と財源確保の徹底」という視点を持って、「公共サービス改革」「行政運営改革」「財政運営改革」の改革分野における行財政改革に取り組む。

これまでの行財政改革の取組みを通じて毎年 40 億円程度の行革効果額を創出。

6 月の新市長誕生のもと、令和元年度の取組みとして、市民及び職員から事業見直しについて直接メール等での提案を募ったところ市民から 448 件、職員からは 260 件合計 708 件の提案があった。

「堺市マスタープラン」の終期と合わせた、
平成 30 年度から 3 年間の計画期間





●対応すべき課題

- ・減量化を主眼とする削減型の取組みでは、削減できる余地や効果が縮小傾向
- ・生産年齢人口の減少により税収の減少
- ・超高齢社会の進展による社会保障関係費のさらなる増加
- ・多様化・高度化する市民ニーズや行政課題単独で解決することが困難
- ・公共施設等の安全性を確保する維持管理費や更新費用の増加
- ・高度情報化の急速な進展などにより市民生活の態様の著しい変化への対応

◆主な質疑応答

Q. 事務事業評価表は職員が作成しているのか、それともコンサルティング会社にアドバイスをもらっているのか。

A. 10 年前はコンサルが入っていたが現在は入っていない。現在は職員と専門の学識経験者によるアドバイスをもらいながら作成している。

Q. 行革推進課の職員構成は。

A. 課長を含む正職 6 名

Q. 指定管理者制度に移行（77 施設→213 施設）したことによる経済効果は。

A. 市営住宅・自転車駐輪場の管理数が多く、指定管理者導入により費用削減となった。

Q. 市税の税率 99.37 パーセントだが、滞納者等の個人情報の管理は。

A. 過去は対策班があったが、各々ノウハウが出来てきたので所管での努力となる。

Q. どのようなプロセスで 2 割職員数を削減したのか。時間外の取組みは。

A. 大きくは堺市の病院の地方独立行政法人化、再任用の活用による人員体制の見直しをした。

時間外については、平成 28 年度より下げていくことを掲げ、ノー残業デーを水・金に設定。局内での会議で業務の効率化について話し合いをしたり、毎月のワークライフバランス会議にて時間外について取り上げたり、局長以上が出席する庁内会議で時間外数の報告をしたり、ノー残業デー時間外申請には理由を明記し決裁するなど、時間外削減に向け職員への意識付けにつなげている。

Q. 前市長での行政改革の進捗状況はどうだったか。

A. 行革の効果額は 90 パーセント以上あり概ね目標達成していたと考える。



■兵庫県西宮市： 救命講習会を活用した口頭指導シミュレーション訓練の導入について

(10月11日(金) 午前10時～11時30分)

①市勢

1. 人 口 487,473 人 (男：227,484 人 女：259,989 人)
2. 世帯数 216,030 世帯 (人口・世帯数：令和元年7月1日現在)
3. 面 積 100.18k m²
4. 予算額 1,840 億 (令和元年度 一般会計予算)
5. 議員数 41 人 (定数 41 人)

②視察概要

日本蘇生協議会（JRC）の蘇生ガイドライン 2015 では、「口頭指導を実施する通信司令員の能力を最適化することは傷病者の転帰改善に重要な意味を持つ」と記されている。

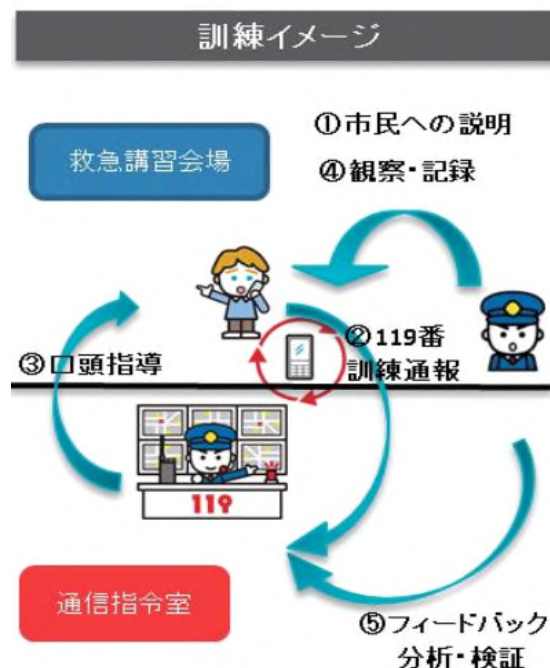
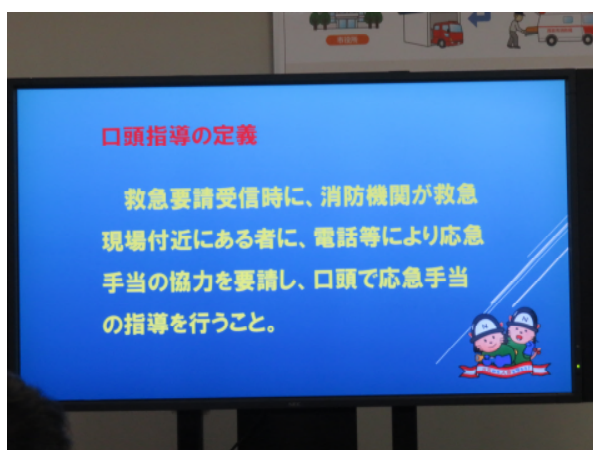
しかし、口頭指導を実施する通信司令員は、自分たちが実施した口頭指導による市民動きを検証する方法がないことから、口頭指導の諸課題に対応するため、指令課と救急課が連携し、消防局で行う救急講習会の場を活用し、講習受講者に口頭指導訓練を実施する「口頭指導シミュレーション訓練」を導入した。

西宮消防局は1本部4署4分署、職員定数522名で指令課は日勤者3名、交代制勤務者23名（うち、各係4名が救急救命士有資格者）が勤務しており、「口頭指導に係る救急研修」を日々実施し、通信司令員の口頭指導能力向上に力を入れて取り組んでいる。

口頭指導で市民がどう動くのか、指令職員が直接確認することで、現状の口頭指導手順の課題や改善事項の効果へつながっている。実際の改善につなげた一例が、指令台への「ポケット型メトロノームの導入」。この訓練をとおして、胸骨圧迫のテンポを口頭で正確に伝えることの難しさを実感したことから、ポケット型メトロノームを各指令台に配置し、テンポの速さを伝えることで、より正確に胸骨圧迫のテンポが伝わるようになった。

実際行われている訓練シミュレーションとこれまでの取組みを伺った。





◆主な質疑応答

Q. 浦安の消防は広域化で連携をしているが、そこで西宮のような導入は可能なのか。

A. 広域化でも試みはある尼崎市と伊丹市と合同で、その他宝塚市は3市の合同で行っている。

Q. 電話でのやり取りはテープ録音か、スマホでの画像配信についてはあるのか

A. 119 番通報が入ると自動で録音される。画像については、次回の令和 3 年のシステム更新時には取り入れたいと考えている。

Q. 外国の方への対応は。

A. NTTと 18 言語対応の三者通話契約をしているため、NTT通訳を返しながらの対応をしている。

Q. 本当に必要な人なのか。事故、心肺、持病、酔っ払いこの辺りの統計数は。

A. 救急の統計にはなるが年間23,000件。119番が入ると、状況を伺い緊急判断を下しここから出動させている。緊急外ではお断りをする場合もある。その他110番と間違えて119番にかかってくることもある。

Q. 口頭指導について、こうすれば良かったと思う点はあるのか。

A. 口頭指導はよく出来たとか悪かったということは無い。何かをしてもらうことが大事だと考えている。口頭指導を行うことの効果はある。それをわかりやすくすることが、シミュレーションだと考えている。何もしなかったら命は助からない。